

集合動産譲渡担保権の実行（全般）

Q 1 集合動産譲渡担保権の実行手続は、どのようなものですか？

Q 2 債務者に対し目的物の引渡しを求めるための裁判上の手続には、どのようなものがありますか？

担保権の実行のための民事保全手続の流れ

申立て
(事前準備)

- Q 3 仮処分の申立ては、どこにすればよいのですか？
- Q 4 どのような書類等を用意する必要がありますか？
- Q 5 申立書にはどのようなことを記載すればよいのですか？

(審尋等の期日)

Q 13 必ず口頭弁論期日又は審尋期日が開かれるのですか？

担保提供命令

違法・不当な保全命令によって債務者が受けるであろう損害を担保するもので、債権者（申立人）に対して金銭等の供託が命じられる。

立担保証明等提出

保全命令発令

Q 14 相手方は不服申立ての手続をとることができますか？不服申立てがされた場合、仮処分命令の効力はどうなりますか？

事前相談

保全執行の
申立て

- Q 16 保全執行の申立ては、いつまでにしなければなりませんか？
- Q 17 保全執行の申立ては、どこにすればよいのですか？
- Q 18 どのような書類等を用意する必要がありますか？
- Q 19 申立書には、どのようなことを記載すればよいのですか？
- Q 20 目的物が複数の場所に存在する場合、一括して同じ地方裁判所に所属する執行官に保全執行の申立てをすることができますか？

費用等の予納

Q 21 円滑かつ迅速な保全執行のために債権者としてはどのような点に留意すべきですか？

面接

Q 22 保全執行の申立てには、どの程度の費用が掛かるのですか？

臨場・執行開始

Q 24 債権者は、保全執行に最初から最後まで立ち会わなければならないのですか？